

国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る事業者要件、積算基準及び共通仕様書の制定について（平成 31 年 4 月 16 日付け 30 林国経第 130 号 経営企画課長通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
別紙 3	別紙 3
国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書	国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書
第 1 総則編	第 1 総則編
1. 1～1. 27 （略）	1. 1～1. 27 （略）
1. 28 個人情報の取扱い	1. 28 個人情報の取扱い
(1) 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。	(1) 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）</u> 、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
(2)～(11) （略）	(2)～(11) （略）
1. 29～1. 37 （略）	1. 29～1. 37 （略）
第 2～第 4 （略）	第 2～第 4 （略）